湯浅町立湯浅小学校 校 長 西端 万博

## 大地震発生時(大地震・津波警報発令時)の対応について

阪神・ 淡路大震災や東日本大地震のような規模の災害にみまわれた場合には、町のハザードマップによる指定避難所(町民体育館や講堂等)への避難では、安全を確保できないということも考えられます。そこで、学校を離れなければならない緊急事態になった時には、下記のように子どもたちを避難させることとしています。

本校では、毎年、大地震による津波にそなえ、校外の安全な場所への避難訓練を行っています。今年度も避難訓練等を実施して子どもたちの安全の確保と生命を守るための体制をとり、安全教育・安全管理を計画的に行っていく予定です。

記

## 【大地震の発生及び津波警報・大津波警報発表時】

課業中	国道を越えて『 <b>湯浅町役場</b> 』に避難します。 その後、安全を確認のうえ、集団下校させます。
登校中	平素よりお子さんの通学する経路を確認のうえ、保護者の方で対応をお 願いします。
下校中	平素よりご家庭で避難場所について話し合い、その場所に避難させてく ださい。教職員は校区内を巡回し、子供たちの避難状況を確認します。
在宅中	臨時休校とします。(警戒宣言等が解除されるか、事態が収束するまで 避難待機していてください。)

## 【大地震による津波が発生した場合】

課業中	国道を越えて『 <u>湯浅町役場</u> 』に避難します。ただし、その時の状況(地震・津波の程度、建物の倒壊、道路の寸断等)により、臨機応変に対応します。
	保護者の皆様は児童が <b>『湯浅町役場』</b> に避難していますので、ご自身も 安全に避難してください。津波が完全におさまり、安全を確認できましたら、保護者への児童の引き渡しを役場で行います。
登校中	平素よりお子さんの通学する経路を確認のうえ、保護者の方で対応をお 願いします。
下校中	平素よりご家庭で避難場所について話し合い、その場所に避難させてく ださい。教職員は校区内を巡回し、子供たちの避難状況を確認します。
在宅中	事態が収束するまで臨時休校とします。